

ハッ場ダム住民訴訟通信-96

2014年4月10日発行

2014年3月25日 司法が再び行政にひれ伏した日。

ハッ場ダム茨城控訴審「不当判決」。この国は“もののけの支配する国”に。

かつて、あの橋下徹大阪市長が府知事時代、国からの支払い通知書を「新地のボッタくりバーでもこんな請求書はない」と切って捨てたことがありました(2009. 3.26)。

3月25日午後1時15分、園尾隆司裁判長は、控訴人・弁護士・傍聴人をお白州に据えた罪人のごとく見下ろし、遠山の金さんよろしく以下のように判決を下しました。

- ・利水・治水の負担金の内、平成25年12月19日までに支出済分の差し止め請求は却下。
- ・それ以外の本件請求をいずれも棄却する。

つまり、ボッタくりだろうと何だろうと、国土交通大臣という有難い印が捺してある請求書なら黙って払え！というもの。東京高裁の地理に不案内のむきにご説明すると、向かいに国土交通省、その隣に警察庁、警視庁と連なります。園尾裁判長は背後に行政権力を背負い大見えを切ったのでしょうか。多分、片肌脱いだら桜吹雪ならぬ“狐の彫りもの”でもあるのでしょうかね。

思えば、東京高裁への控訴は2009年7月14日。当時すでに民主党政権はダッチロール状態。これを見こした東京高裁はひたすら進行協議を重ねてきました。自公政権という“ツヨイ虎”の登場を待っていたのです。

控訴審の長きこと1364日。判決文の薄きこと41頁。Oh手抜き判決。

控訴人の提出した準備書面等は42冊。判決文はたったの41頁。東京訴訟の87頁の半分以下。山高くして貴からず、とは言うものの中身の薄さはそれ以上。例えば前述の負担金の支払いについても、東京・千葉・栃木の判決は、強引に「1日校長事件(通信-94参照)」の最高裁判決を持ちだして「著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見知から看過し得ない瑕疵の存在する場合」に違法であると判示し、極めて狭いながらも「違法」か否かで判断しようとしたのですが、茨城判決はそれ以下です。行政処分は重大・明白な瑕疵があるなど無効でない限り、仮に違法であっても有効なんだ(公定力)という県の主張(被告第7準備書面)の主張を飲む形で、「当該支出が違法であるというためには…納付通知に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵があることが認められる必要がある」として、無効でない限り黙って払えという基準を採用し、実体判断を回避せよという県の主張にみごとに沿った判決を出しました。

なお、今回の茨城判決もまた利水負担金と治水負担金の違法基準を同様にしましたが、梶原健嗣さんは両者の判断基準が同一であることに疑問を呈しています。

利水負担金:都県の側が「ダム使用権設定申請」というダムの水の申し込み行為から始まっており、国の請求は機械的に行われる。

治水負担金:都県が洪水調節効果を買いたいといったわけではなく、国の側が受益者負担だといって請求するもので、都県の側の意思や希望と関係なく「売りつけられる」もの。

つまり、利水は都県の側が起点であり、治水は国が起点で始まっている。といいます。そうであれば、その法的性質に照らして、利水負担金ではダムの水がほしいといった都県の裁量判断が、治水負担金では「著しい利益があるから、分担金を支払え」という国の判断が十分に審理されなければならないはずですが。

※利水負担金の請求は都県がダム使用権設定申請を取り下げれば来なくなるものですが、これを怠っているのは違法だという訴えには、「ダム使用権は財産ではない」という理屈で、

裁判所は再び訴えを却下しました。

県の言い分丸呑み。勉強不足丸出し。

嶋津暉之さんは、一審判決以降のマスタープランと水需要実績の乖離を、図表を駆使して証言しましたが、判決理由はマスタープランをそのまま引用。嶋津証言は検討した気配すらありません。もっともあの時（第3回口頭弁論）、園尾裁判長は寝ていましたが…。

古沢喜幸さんの証言は「土浦市は過大な水需要予測を県から押しつけられた」というものでしたが、判決はあろうことか「土浦市は霞ヶ浦浄水場から供給されているから八ッ場ダムとは無関係」と鬼の首でも取ったように切捨てました。しかし、土浦市は県南水道企業団に参加しており、県南水道企業団は県企業局を通じて八ッ場ダムに参加していますから土浦市も利水負担は免れません。

治水に至っては、利根川の基本高水 22,000 m³/秒は日本科学者会議というエライ学者さん達がお墨付きをくれたのだから「四の五の言うな」という有り様。寝ていようが起きていようが、手抜き裁判はどうでもいいのでしょうか。

東京高裁判決に対する抗議声明

- 1 本日、東京高等裁判所第10民事部(園尾隆司裁判長)は、八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。
- 2 本件判決は、①判断枠組みとして、地方には国の判断に従う義務があり、国の判断に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵がない限り、支出行為が違法と認めることはできないとしたうえで、②利水については茨城県企業局長の行った将来の水道需要予測及び利水計画からみて八ッ場ダムの利水上の必要がないとはいえない、③治水については、国の治水計画・検証結果からみて八ッ場ダムの治水効果が乏しいとはいえない、④貯水池周辺のダムサイトの脆弱性・危険性及び地滑り等の危険性についても、同じく国の主張を丸呑みにして、住民の疑問・不安を一顧だにせず、⑤環境問題に関しても一見明白な違法ないし瑕疵はない、として請求を棄却した。
- 3 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしらないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとしせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 4 本日の判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他県の住民訴訟の当事者の方たちとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、皆さまのご支援をお願いする。

2014年3月25日

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会控訴人団・八ッ場ダムをストップさせる茨城の会弁護団

私たちは諦めません。闘いは最高裁へ。

八ッ場ダム訴訟に限らず、行政を相手に勝つことは至難の業です。それだけ、この国の民主主義は主権者をないがしろにし、行政権力が司法・立法を圧倒しているのです。だからこそ、私たちは八ッ場ダム裁判を通じてこの国に真の民主主義を確立しなければならぬと思います。茨城弁護団は4月4日上告いたしました。共に頑張りましょう。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯:090-4527-7768